

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告

- ① **調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関**
- ② **マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果**
- ③ **個別データ総点検の実施方法等**
 - ・ 誤った紐付けの修正
 - ・ 情報漏洩の有無に関する調査
- ④ **総点検実施機関への支援**
- ⑤ **マイナポータルを活用した確認の推進**
 - ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認

2. 再発防止対策

- ① **マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定**
 - ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
 - ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ② **マイナンバーの照会方法の改善**
 - ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会
- ③ **マイナンバー登録事務のデジタル化**
 - ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

3. 国民の信頼回復に向けた対応

- ① **健康保険証との一体化への移行のあり方**
 - ・ 資格確認書の交付と利用方法
- ② **マイナンバーカード取得の円滑化**
 - ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）
- ③ **マイナ保険証の利用の促進**
 - ・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策
- ④ **マイナ保険証のデジタル環境の整備**
 - ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進
 - ・ 電子処方箋の普及
 - ・ 次期マイナンバーカードへの移行
 - ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上
- ⑤ **マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり**
 - ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進
 - ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止
 - ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化
 - ・ 低い窓口負担
 - ・ 電子処方箋の普及（再掲）

マイナンバー総点検の進め方

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手
↓
定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）
（※個別の自治体名を公表するものではない）
原則秋 個別データの点検作業終了

（総点検終了後の今後の取組み）

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

- 地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため、紐付け方法の実態を確認。

- ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、
 - ② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、
 - ③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているか、
- を確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。

- 今般の紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検を行う機関は以下のとおり。

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※ 1
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数	
労災補償	労働基準監督署(325)	※ 2	
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4	
	福祉事務所設置市町村(862)	80	
介護保険（介護保険資格・給付情報など）	市町村・広域連合(1,735)	90	
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ
児童手当（児童手当支給情報など）	都道府県(47)	0	
	市町村(1,741)	60	
世帯情報	市町村(1,741)	0	
年金	日本年金機構(1)	0	
雇用保険	ハローワーク(544)	0	
その他	都道府県・市町村	—	

概数

※ 1 7月未までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行う予定
 ※ 2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施

- 個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS照会を住所を含まない3情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。
- 地方自治体については、都道府県に対して、点検対象となった自治体を8月8日に通知。（※8月9日に説明会を実施予定）
 その他の紐付け実施機関については、各制度所管省庁より8月8日に通知。（※対象機関名については8月21日の週に公表）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

1. 点検概要

(対象) 全保険者

- (点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

2. 点検結果

○ 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】

※1 残る55万件（すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等）は、現在ご本人等に確認中。

○ 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認（点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済）うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。

※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件（5月末まで）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 ii) 共済年金での紐付け誤り

- 各共済において、全ての年金受給権者について、「共済が保有している情報」と「J-LIS照会して得た情報」を突合して、点検を実施。
- その結果、点検対象数 約 5 1 0 万件のうち、1 1 8 件（点検対象の約0.002%）のマイナンバーの紐付け誤りが判明。（いずれも、正しいマイナンバーに修正済）
- 主な原因は、J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの。
- 1 1 8 件のすべてについて、年金支給額に影響がないことを確認済。

【各団体の点検結果】

団体名	点検対象数	うち、紐付け誤り件数
地方公務員共済組合	3,160,928	112
国家公務員共済組合連合会	1,307,991	6
日本私立学校振興・共済事業団	597,195	0
合計	5,066,114	118

【紐付け誤りの主な原因】

主な原因	件数
J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの	100 〔地: 94 国: 6〕
その他の事務処理誤りによるもの	18 〔地: 18〕

【対応策】

- ① 省令改正：資格取得届書や年金裁定請求書に、本人がマイナンバーを記載することとする。（9月中）
- ② 運用改善：さらに、①により本人が記載したマイナンバーをもとにJ-LIS照会を行い、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）が一致することを確認することとする。

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 iii) 障害者手帳情報の紐付け誤り

1 調査の概要

- 6月20日、静岡県における障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案が判明したことを踏まえ、障害者手帳に関する紐付けについて、事務処理状況の確認と点検のため、厚生労働省から通知を发出。
- 7月7日、各制度におけるマイナンバーの紐付けの実態調査を行うため、障害者手帳を含む厚生労働省所管分野について、通知を发出。

2 調査結果（6月20日・7月7日通知の調査結果）等

- ① J-LIS照会等を行う際に、完全な住所情報を用いず、その後も適切な方法で個人を特定していない自治体が50/237自治体。（都道府県22/47 市町村28/190）
- ② その他、一部の自治体で、マイナンバーに紐付ける障害者手帳情報を誤った事案が判明。
例：(1)静岡県事案（一部）：削除すべき情報がシステム上に残り、手帳番号が重複（15件）
(2)鳥取市事案：県から市に権限委譲した際、類似する手帳番号を付番したことに伴う誤り（485人）
(3)宮崎県事案：ファイル作成時に手作業で転記した際の誤り（2,336人）



2の調査結果を踏まえると、①の50自治体以外についても紐付けの正確性が強く懸念されるため、障害者手帳については、全ての自治体を、「個別データ総点検」の対象とする【原則秋まで】

④総点検実施機関への支援

○ 紐付け実施機関における点検費用などの負担については、今後調整される具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等を見極めつつ、紐付け実施機関に対して十分配慮する。

○ なお、社会保険診療報酬支払基金が、全医療保険加入者のデータを点検するために行うJ-LIS照会手数料については、厚労省から総務省への要請を踏まえ、特例的に無料とする。

※ 基金は今後、約1.6億件（保険者が自治体以外のは約1億件）のJ-LIS照会を予定。自治体以外が行うJ-LIS照会手数料は原則10円/件。

マイナポータルでの確認

- (1) 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。（確認する方法の詳細についてはP9参照）
※現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- (2) 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。
- (3) デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらう。
- (4) 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらう。

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押します。

3.登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報を確認いただけます。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用し、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です

※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口に公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください

2. 再発防止対策

① マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの方策

- ・ 制度所管省庁が、各種制度の申請者に**マイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定**を行う。
- ・ マイナンバー登録に係る**横断的なガイドラインを策定**（9月中）
 - ※ ガイドラインには、「人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う」ことも記載。
- ・ 自治体等におけるマイナンバー登録事務の実施体制を確保
- ・ 登録データに係る**定期的なシステムチェックの仕組みの導入を検討**
 - （紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入することについて、今後検討）
 - （市町村については、特に住民登録外のチェックの仕組みを検討）

② マイナンバーの照会方法の改善

- ・ マイナンバーを特定するためのJ-LISへの照会方法については、**原則4情報（※）による照会にするよう、J-LISにおいて照会システムの改修**を行う。改修にあたり、各機関の事務に支障が生じないか等の課題について調査を実施中。（8月中）
 - （例：漢字氏名を保有していない場合がある（厚労省・ハローワーク）
※「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持する。
※性別を除いた3情報（氏名・生年月日・住所）での照会は引き続き行えることとする。

③ マイナンバー登録事務のデジタル化

- ・ マイナンバー収集において転記ではなくデジタルでマイナンバーカードからマイナンバーを読み取る方法の普及へ向けた障壁の改善、事業者への働きかけ（年度内）

※ 迅速なインシデント対応

- ・ 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、紐付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請する、デジタル庁を司令塔とする組織横断体制を構築済み（7月）
- ・ 個人情報取扱事業者等は、個人データの漏えい等が生じたときは個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則に沿って、個人情報保護委員会に適切に報告を行う。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

① 健康保険証との一体化への移行のあり方

- 全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書について、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。また、その有効期間は、5年以内で、各保険者が設定。（P14参照）

② マイナンバーカード取得の円滑化

- 新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。
- 本年8月に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を策定。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。関係団体の意見を踏まえつつ、本年11月頃に交付開始することを目指す。
- 住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

③ マイナ保険証の利用の促進

- 更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のデモ体験や周知動画による広報等をさらに促進。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

④ マイナ保険証のデジタル環境の整備

- ・ マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。
 - ・ 医療費助成制度：2023年度（令和5年度）中に、デジタル庁で自治体と医療機関を連携するプラットフォームを整備し、希望する自治体での実現を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。
 - ・ 診察券：オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等では、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能であり、実際に活用する医療機関も出てきている。
⇒ 好事例を周知し、普及を進める。
- ・ 本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに導入することを目指し、支援を充実する。
- ・ マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載は、まずandroid端末について、本年5月から開始。iOS端末についても、搭載実現に向けた働きかけを進める。
⇒ この仕組みを活用し、スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を進め、スマートフォン一つで診療を受けられる環境整備を目指す。
- ・ 2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。
⇒ 券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- ・ 病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり

・ 患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点

- ・ 患者本人は、自身の薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
- ・ 医療機関・薬局は、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる

・ 効率的な医療システムの実現の観点

- ・ 医療機関・薬局や保険者は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
- ・ 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の保険証の切替えや更新が不要となる

・ 政府は、これらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質の高く効率的な医療の実現を目指す。

- ・ オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出して具体的な対応策を着実に実施していく。

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**
⇒**加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書**を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック